

特定保険料率に相当する財源率について

短期給付事業に係る財源率のうち、高齢者医療制度に対する拠出金に必要な財源率（特定保険料率）は、右の表のとおりです。

特定保険料率は、組合員の皆さんに高齢者医療制度への支援について理解を深めていただくため、周知することとされています。

(奈良県市町村職員共済組合定款第 40 条第 2 項)

定款上の短期財源率 (所要財源率)	100.80%
----------------------	---------

100.80%のうち	
前期高齢者納付金	24.56%
後期高齢者支援金	19.02%
老人保健・退職者給付拠出金	4.08%
合 計	47.66%

平成26年は、財政再計算の年です。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに財政再計算に関する情報を掲載しています。

今後、財政再計算についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。

✓ [こちらへアクセス](http://www.chikyoren.or.jp/)
<http://www.chikyoren.or.jp/>

(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの
「財政再計算（掛金率の改定等）」から
ご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



年金額の改定について

平成26年度の年金額は、0.7%の引き下げとなります

現在の年金額は、過去の物価下落時に年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも高い水準（特例水準）となっています。

そこで、平成 24 年の法律改正で、段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成26年6月にお支払いする年金額(平成26年4月・5月分)は、従来の年金額から、**マイナス0.7%の改定**が行われることとなります。

なお、今後の解消のスケジュールは、平成 27 年 4 月分の年金額からマイナス 0.5%※を予定しています。

※物価・賃金が上昇・下落した場合には、引き下げ幅も変動します。